

(別紙)

測量等業者の合併等にかかる入札参加資格等の取扱について

(合併等：会社合併、会社分割、営業譲渡、法人成り、代替わり)

測量等業者の合併にかかる入札参加資格の承継、格付け、総合評価における評価点数の取扱について次のとおり定める。

●合併等にかかる入札参加資格について

- ・それぞれが持つ入札参加資格は、測量等業務入札参加資格承継承認申請（引継手続）を行うことにより引き継ぐことが出来る。
- ・入札参加資格の引き継ぎは、債権債務、職員の全てが引き継がれることが条件である。
- ・引き継ぐ入札参加資格は譲受側が選択可能である。（一部の業種を引き継がないことも可能）
- ・引継手続を行わなかった入札参加資格は失効する。
- ・承継承認手続きは承認通知に記載の「承継年月日」から有効となる。
(工種が追加される場合は承継年月日以降の公告に有効となる認定通知を発行する)
- ・総合評価に用いる評価点数の取扱を受ける場合は手続が必要となる

(例)	・会社合併又は新会社の場合（例：A社+B社=A社又はC社） (例1) A社(測、土、地、補) + B社(土、地) ⇒C社(測、土、地、補) (例2) A社(土、地) + B社(測、土、地、補) ⇒A社(測、土、地) : 認定通知を発行(測量のみ引継)
	・会社分割又は営業譲渡の場合（例：A社→B社、C社となる場合） (例1) A社(測、土、地、補) ⇒A社(測、補) : 変更届(入札参加資格の取下げ) ⇒B社(土、地) : 認定通知を発行 (例2) A社(測、土、地、補) ⇒B社(測、土、地、補) ⇒C社(土、地) : 新たに入札参加資格申請が必要(定期認定)

- ・譲渡人はすみやかに入札参加資格の変更届（取下げ）を行う事
(届出者は各業種の登録規程に準ずる)
- ・テクリスの実績変更を行う事
(会社分割の場合は実績変更内容について事前に県土総務課に報告すること)

(参考：建設コンサルタント登録規程：廃業等の届手)

- 一 死亡したときは、その相続人
- 二 法人が合併により消滅したときは、その役員であった者
- 三 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人
- 四 登録を受けた登録部門に係る営業を廃止したときは、当該登録を受けた者(法人にあつては、その役員)

(参考) 承継承認申請書添付書類

- 1 契約書（会社合併・会社分割・営業譲渡）
- 2 (譲受人・譲渡人) 入札参加資格認定通知書
- 3 (譲受人・譲渡人) 株主総会又は取締役会議事録
- 4 (譲受人) 定款
- 5 (譲受人) 県税及び国税の納税証明書（申請日前から3ヵ月以内に発行されたもの）
- 6 (譲受人) 委任状（県外業者で営業所に委任する場合）

(別紙)

●合併等にかかる格付け、総合評価・指名選定に用いる評価点数の取扱について

- ・合併等を行った県内業者又は準県業者は、すみやかに技術者状況調査（以下、同調査という。）を提出すること。
- ・事務所の位置、格付等級、配置技術者実績等を同調査により判定する。
- ・同調査は月曜 15 時に締切り、翌週火曜（以下、設定日という。）から反映する。
- ・県土整備部が発注する総合評価・指名選定等の配点要素は下表のとおり取り扱う。

No.	配点要素	取り扱い内容
1	会社の業務成績評定 点	・合併した全者の過去暦年 3 年間の評定平均点を合算・再計算し、設定日から反映する。（準県業者は鳥取県が評定を行った業務に限る）
2	会社技術者点数	・同調査により会社技術者点数を再計算し、設定日から反映する。 ※通常は 2 か月毎に更新。
3	実施中業務の配置技術者の変更（成果品重点配置技術者を含む）	・配置技術者の有する技術点数（資格・実績等）と同点以上の者である場合、変更を認める。 ※退職等に伴い、やむを得ず変更する場合に限り、同点以上の技術者が配置できない場合は、適切な資格等を有する者から最高点数の者を配置する事とする。
4	配置技術者の手持ち件数の上限	・地域密着型、簡便型の手持ち件数はそれぞれ 3 件までとする。
5	会社の手持ち業務件数	・承継年月日時点で契約済の件数（同日の契約を含む）を合算・再計算し、設定日から反映する。（準県業者は鳥取県が発注評定を行った業務に限る）
6	平均指名回数	合併した全者の過去 3 年間の平均指名回数を合算・再計算し、設定日から反映する。（準県業者は鳥取県が指名を行った業務に限る）
7	平均受注額	合併した全者の過去 3 年間の平均受注額を合算・再計算し、設定日から反映する。（準県業者は鳥取県が発注を行った業務に限る）
8	資格停止等	引き継いだ者に継承される（鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱第 15 条）

3 については、あらかじめ発注機関に協議する事とし、複数の発注機関と協議した場合は県土総務課にも報告を行う事。

(参考) 準県業者の条件

次に掲げる条件の全てに該当すること

- (1) 県内の営業所に土木工事の測量等業務に係る技術者を 20 名以上常に備えていること。
- (2) 県内の営業所に技術士を 2 名以上常に備えていること。
- (3) 県内の営業所に技術士又は R C C M（測量等業務に係る部門に限る。）を 5 名以上常に備えていること